

審 査 基 準

A - f - 8

令和元年9月24日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第23条第4項
処 分 の 概 要 : 合格証明書の交付
原権者(委任先) : 愛知県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第23条第5項、第22条第4項、第7項、第3条第1号から第7号まで(合格証明書の交付の要件) 警備員等の検定等に関する規則第14条(合格証明書の交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 : 申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全総務課警備業係 (052-951-1611 内線3283)
備 考 :